

評価細目の第三者評価結果

評価対象 I 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

松原保育園は宇都宮市の中心市街地に近い住宅地に立地する。なだらかな丘陵地帯で、緑が多く残されており、すぐそばを流れる釜川に鯉の泳ぐ姿も見られ、都会の真ん中にあるにもかかわらず静かな環境が保たれている。この環境を活かして散歩に出かけ園児の体力増進と社会性の育成に努めている。古くからの住民と新しく移ってきた住民が混住している近隣の住宅地から、園児の6割は通っている。

宇都宮市では「保育所等の整備方針・整備計画」の中で公立保育園のあり方として、①拠点保育所として子育てサロンやなかよしクラブを併設する基幹保育園、②公立保育園として当面存続させ、保育需要の増減に対応して調整する保育園、との方針を打ち出しており、松原保育園は、②の公立として当面存続させる保育園としている。そのための耐震改修も実施済みである。松原保育園では保育園や保育のあり方を示す保育理念と保育方針、保育内容、保育目標が策定され、職員や保護者をはじめ園児や地域住民に周知している。

保育理念と保育方針は保育課程に掲げ、職員が保育活動を振り返る道しるべとなっている。各クラスには保育理念と保育方針、保育目標を額に入れて掲示するとともに、ひらがなで表記した保育目標を掲げて、子どもたちも毎日目にして取り組めるようにしている。保育方針と保育内容は保育の具体的な特徴を表しており、宇都宮市のホームページの保育所案内で見ることが出来る。保育理念、保育方針、保育目標は毎年保護者会で配布する「園のしおり」に表示して保護者に周知している。利用案内となる園のパフレットや保育課の窓口に置いてある「園の概要」にも表記されて、一般市民への周知にも役立っている。「松原保育園だより」を年4回作成して、地域の掲示板やスーパーマーケット、銀行などに掲示してもらい、園の存在と保育目標のアピールに役立っている。

保育方針や保育の内容は毎年見直しており、今年度は心と体の育ちの基本となる体力増進を図ることを目標に掲げ、散歩や登り棒、雑巾掛けなどに積極的に取り組む保育を実施している。

保育理念や方針には、一人ひとりの子どもを大切にすることが明記されており、公的な場所では子どもの名前を名字に「さん」付けて呼び、名簿も出生順に並べるなど、性差を意識させない保育に努めている。また、国籍の違う子どもの文化にも関心を持ってもらうように、料理などを例に出して教えている。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

評価所見

<p>既往症や予防接種の状況については、保護者が毎年「緊急カード」に記入・提出し、児童票で個別に管理されている。全園児の健康状態に関する情報は、保護者が毎日登園時に記入して持参する健康チェック表の内容を園の健康観察連絡表に転記し、関係職員に周知するシステムになっている。園でのけがなどについては、必要に応じ降園時まで担任が残って保護者に直接状況を伝えている。受け入れ時、保育中、降園時の保育者の仕事や留意事項等が、対応・健康状況観察マニュアルとしてそれぞれ整備され、健康管理、健康検査等について4半期ごとにまとめられた保健年間計画が策定されている。</p> <p>園の給食は、市に配置されている栄養士による市立共通献立に従って、各園で調理されている。給食室の配膳棚にはその日に調理する食材を展示し、調理の下ごしらえを体験するなど子どもが食べ物に関心を持つように工夫されている。野菜を栽培・収穫・調理する体験、季節の行事食の他、ちびっ子クッキング、オープンランチ、バイキング、出前クッキングなど食を楽しむ様々な工夫、調理員の関わり、献立表や給食だよりを介しての家庭との連携など、食を通して計画的に食べる力を育む援助が行われている。</p> <p>給食担当職員は、検食簿や園児との食事および摂食状況の記録を検証し、給食会議で話し合い、その結果を市の栄養士に伝え献立作成などに反映させている。市の栄養士は、定期的に各園を訪問し食事の状況を把握し、現場の指導に当たっている。おやつは手作りを基本とし、アレルギー食会議が行われ除去食にも対応している。</p> <p>年2回実施される健康診断と歯科健診の結果は、統一された様式で保護者に伝えている。歯科健診の結果虫歯の園児が少ないのは、家庭と園の日頃からの取り組みの成果である。年間保健計画では、年間目標が立てられ、四半期ごとにねらい、活動内容、健康管理内容、家庭との連携、健診・検査について計画され、保育に活かす取り組みとなっている。</p>

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
Ⅱ-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c

評価所見

訪問調査による保育観察の日は、年度半ばが過ぎた時期で、保育士も落ち着いて保育を行い、子どもたちもゆったりと生活している様子が窺えた。保育士のほとんどが子どもたちに掛ける言葉は穏やかで、急かす言葉や、強い制止の言葉を使う場面は見うけられなかった。しかし、園としては穏やかな声掛けが徹底されていないとして、現在の言葉掛けなどを再確認し、親以外で初めて出会う大人である保育士との関わりは大切との認識の下、更に受容的な援助ができるように取り組んでいるところである。

市が実施する巡回訪問相談、子ども発達センターのここほっと巡回相談などで、支援の必要な子どもの発達状況や課題を把握し、子どもの特性に配慮した支援を行うための個別支援計画を立てている。様々な特性を持った子どもと共に過ごした経験は、子ども達にとっては共に育つ貴重な関係である。その関係作りのために保育者の高い専門性を活かした支援が期待される。

各クラスでの保育が終わり、午後6時からの延長保育までの間は、乳児と幼児の2クラスに分かれ遅番の保育士が対応するが、幼児クラスの数が多いので安全面に配慮し読み聞かせやお絵かき、ブロック遊びをして過ごしている。その後延長保育となり人数が少なくなって寂しくならないよう遊び方の工夫をしている。

保育園の転園に関しては、市の担当課を通して情報が引き継がれているが、市として統一した引継ぎ文書と手順等を検討することが望まれる。家庭保育となるなどで保育サービスが終了した後も保護者からの相談に園として対応できる体制となっている。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
II-13 保育者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	a・Ⓑ・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c

II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。

①・b・c

評価所見

保育課程は、年度末に評価、見直しに着手し、新年度の職員異動後の4月に改定となる。保育課程は、園独自の保育の目標を達成するための基本であり、養護と教育のねらいと内容、食育、保健、家庭・地域との連携で編成されている。但し、保育所の社会的責任や職員の計画的な研修、保育の内容等の自己評価に関する項目が盛り込まれた総合的に展開されるような保育課程ではない。保育課程が指導計画や保育に関連した様々な計画の上位に位置することを考慮すると、保育所保育指針の改定で挙げられたことが網羅されるような保育課程に移行することも期待される。

家庭連絡票（保護者の基本情報を記入）、緊急カード（身体的特徴・既往症・予防接種の状況・かかりつけ医・アレルギーなど子どもに関したことを記入）、個人懇談相談票、朝夕のミーティングの記録から様々な情報、ニーズを把握し課題を明らかにしている。

指導計画は、保育課程を基に、年間指導計画、月間指導計画がクラス毎に作成され、0歳児から2歳児までは子ども一人ひとりの個別計画が策定されている。また、週日案（保育日誌）には、子どもの活動内容と保育士等の援助、保育の実際と反省が記録されている。

各指導計画に対しても担任は反省・評価を行い、園長と保育主任の決裁を受けているが、反省・評価は「保育士自らの保育の評価」と「子どもの育ちの評価」の二つの視点からの記載様式となっていない。但し、現在、市として評価様式等を見直し中で、早急な改善が期待できる。

子どもの活動や保育者の配慮事項は指導計画に盛り込まれ、今までの保育の経験や研修によって職員は共通の認識を持って日常の保育にあたっている。受け入れ時、保育中、降園時それぞれの対応・健康状態観察マニュアルなど保育の方法や注意点など必要に応じて文書化しているが、標準的な実施方法として体系的に整備されていない。職員アンケートからもより保育の質を高めるために保育対応の標準化のマニュアルがほしいとの意見もあるので、基本的な技術に関するものや実施時の留意点だけでなく、子どもの個性尊重や子どもや保護者のプライバシーへの配慮等も盛り込んだ標準的な実施方法を文書化することが求められる。既に一部は文書化しているので、今後は残された部分を文書化し、保育に関する標準的な実施方法を体系的に整備することを期待する。

子ども一人ひとりの発達状況などの基本的な情報は児童票、健康診断票、歯科健診票、保健記録などに、各計画の実施状況は保育日誌などに記載されている。また、配慮の必要な子どもに対する個別支援計画はケース会議で検討し策定され、保育が実施・記録されている。健康診断、予防接種、疾病、アレルギーに関する記録、乳幼児突然死症候群対策の毎日の午睡チェック表など健康管理の基本的な記録を整備し、日々の健康に関することは健康チェックカードにまとめ周知を図っている。様々な情報は、職員会議や朝・夕のミーティングで関係する全職員への周知を図っている。

園が保有する子ども等に関する様々な記録に関しては、記録管理規程に従って保管、保存・廃棄が適切に行われている。個人情報の保護や開示に関しては、プライバシー保護規程、市の情報公開条例等に従って実施している。個人情報保護確認書で園だよりや地域だよりへの子どもの写真の掲載、イベント等の写真・作品の展示など具体的に同意を取り、感染症発症の時は感染症名と発症者数のみに留めるなど情報の出し方、様々な記録の取り扱いには最善の注意を払っている。

個別支援計画が立てられている配慮の必要な子どもや気になる子どもに関しては、2ヶ月に1度定期的にケース会議が2日に分けて多くの職員が参加できるように昼休みなどに開催されている。更に、園長の判断により必要に応じてケース会議が開催されている。

0歳児クラスには保育室とは別に広めのほふく室があり、月齢によって生活リズムが違うことからほふく室は有効に利用されている。また、天気の悪いときの遊び場や昼寝のスペースとして活用されている。保育士は一人ひとりに穏やかに話しかけており、子どもたちの安心した表情がみられた。家庭連絡帳の内容は家庭での状況と園での状況が分かり易く書かれ、双方の

連携が取れている様子が見て取れた。

3歳未満児クラスの保育士は子どもを急き立てることもなく、それぞれの話をゆっくり聞いている姿があり、トラブルの対処も一方的でなく注意の理由もきちんと言葉にして説明している。

幼児クラスでは、蝶の幼虫から羽化までを観察飼育する、園庭の脇を流れる川に住む魚や鳥を観察する、園庭ののぼり棒にチャレンジするなど子ども一人ひとりの興味や関心を引き出している。また、園庭の遊具の使い方を子どもたちと約束してルールに従って遊ぶことを学ばせている。更に、昼寝の布団を敷く前に5歳児が自主的に床の雑巾掛けをして準備することは、友だちと協力して役に立つ達成感を習得させることにつながっている。

就学を意識して、年長児には毎日給食の献立を平仮名でボードに書くことで文字を使うことに慣れさせ、毎日一日の予定を事前に知らせて、時計を見て判断でき、スケジュール管理ができるようにしている。保護者には年長児就学前親学講座を開催し、小学校入学の準備と入学以降の生活が見通せるように支援している。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	(a)・b・c
II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c

評価所見

園庭にはロケットジムや鉄棒、上り棒、砂場や取り外しのできるブランコ、藤棚や畑もあり、遊具小屋にはキックスクーターや三輪車等が取り揃えられている。自由遊びの時間には子ども達がのびのびと外遊びを楽しんでいる様子が窺えた。築42年という園舎であるが、平成24年の耐震工事の際に使いやすく所々改修されており、トイレも指が挟まれない造りのドアに改修され安全で清潔で人権に配慮された造りとなっている。保健環境チェック表で各保育室の温度湿度換気等を毎日チェックし、子どもたちが安全で心地よく過ごせる環境整備を行っている。保育室にゴザを敷いて手作りの椅子を用意したコーナーを設け、事務室にはアンパンマンのおもちゃ等を置いて子ども達が遊びに来てくつろげる場を提供している。

年間、月間指導計画の中で食事・排泄・睡眠・着脱・清潔などの基本的な生活習慣の確立が出来るよう立案され人権に配慮した環境のもとで取り組まれている。トイレは一斉に行くことはなく、一人ひとりのリズムに合わせてトイレの込み具合などの状況も確認しながら声をかけていた。

4月から8月は3～5歳児の異年齢児保育が行われ、9月から3月までは年齢別クラスになっている。年齢別クラスになっても週1回は異年齢児での活動の機会を設け、今まで培ってきた関わりが途切れない様支援している。子どもたちは給食当番の他にザリガニの飼育や作物の水やりなどの当番活動をおこない、4、5歳児クラスでは給食の後に子ども達が自発的に始めた雑巾掛けを楽しく取り組んでいる様子が窺われた。

訪問調査時5歳児クラスのけんかの場面では、保育士はお互いの言い分をよく聞いてお互いが相手の気持ちを思いやるよう促しながら、子どもたち同士のやり取りを見守り解決に導いていた。

市街地にあるにも関わらず自然環境に恵まれた8種類の散歩コースが用意されており、釜川には鯉が泳ぎ、カモや鷺などに遭遇することもある。また、ザリガニの飼育をするなど身近に生き物と接する機会を作っている。今年4歳児クラスで青虫からさなぎ、成虫へと育て観察する機会では、保護者の協力もあり全てのさなぎをアゲハチョウに羽化させている。園庭にはプランターや畑があり、じゃがいも・きゅうり・茄子などの野菜を育て収穫し調理して食べる機会を設けている。収穫したさつま芋を使って催される焼き芋会では、初めて焼き芋作り体験をした親子もおお喜びであった。七夕・十五夜・豆まき・ひなまつりなどの季節ごとの行事を保育の中に取り入れ、5歳児クラスではバスでゆうあい広場へ出かけるなど、子ども達が身近な自然や社会と関われるような取り組みを行い支援している。

子ども達の発達や興味関心に応じた玩具が用意されており、自由に好きな用具を選んで遊べるようになっている。保育の中にダンスやリズム遊びが取り入れられ運動会や夏祭り、生活発表会、デイサービスとの交流、食育フェアなど様々な行事等を通して発表する機会がある。週に1度の生活発表の場では休みの日にどんなことをしたか、また誕生日を迎えた子は当日職員室で園長先生から生インタビューされ、そのやり取りが各保育室に放送されるなど子ども一人ひとりの思いを言葉にして発表する機会が設けられている。調理室前の壁には身近な食べ物が絵と一緒にひらがなで3つの栄養素に分けて掲示されており、5歳児クラスでは当番が毎日の献立をホワイトボードにひらがなで書き込み、また、一日の予定が時計と絵とひらがなで示されているなど、自然な形で教育的配慮がなされている。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

評価所見

年間食育計画が作成され、食育活動計画の中で具体的な取り組みが示されている。献立は市の栄養士が立てた市立保育園統一のものだが園独自の親子クッキングやイベントの時などには市へ報告して献立の変更もしている。毎日行われる夕方のミーティングで、調理員・園長・保育士が参加して給食会議が開かれており、話し合われた内容は毎月市保育課の栄養士へ伝えられ献立作成などに活かされている。毎月発行される給食室だよりでは、季節ごとに注意しなければならない事柄や、園での食育の取り組みの様子や献立のレシピ等が紹介され様々な情報を保護者へ伝えている。保育参観において給食の試食を行い保護者に栄養・味付け・食べ方等保育園で配慮している点を伝えている。地域交流事業に参加した保護者には、おやつのおやつフレンチトーストの試食を行い好評だった。当日の給食のサンプルが玄関近くの廊下に掲示され献立の内容や量が保護者へ解るよう知らせている。

送迎の際の健康観察や聞き取りと、0～1歳児は家庭連絡帳を用いてかなり詳しく睡眠時間、排便の有無、検温、夕食朝食に何を食べたかなどを書いてもらい、保育園での様子も保護者に返している。2歳児は連絡ノート、3歳児からは連絡カードを用いて家庭との情報交換をおこなっている。担当の保育士から直接保護者へ伝えたい事柄があった時は、担当保育士が残り保護者へ直接伝えている。

年度当初の保護者懇談会や保育参加や保育参観、個人懇談などを通して保護者との共通理解を図るための取り組みをおこなっている。保護者が保育士の立場として入る幼児組の保育参加や、0～2歳児に対しては保育室の窓から子どもに解らないようにそっと観察するなどの参観を行い、日頃の子どもの様子を保護者へ伝え共通理解を図っている。個人懇談はあらかじめ相談したい内容を書いて提出してもらい相談の記録は個人懇談票や児童票に記載され支援に活かされる。

虐待対応については「虐待対応マニュアル」「虐待早期発見チェックリスト」がありマニュアルに基づく職員研修を行い虐待が疑われる子どもの早期発見及び予防に努めている。配慮が必要なケースでは、児童相談所と子ども家庭支援室との連携を図りながら支援している。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c

評価所見

園の行事や園庭開放のお知らせなどの情報を書いた「松原保育園だより」を年4回発行し地域の掲示板に貼り出して情報を発信している。地区の食育フェアやクリスマスイベントへの子ども達の参加や、デイサービスへの定期的な慰問、園夏祭りの昭和小お囃子会の参加や、小、中学生の職場体験などを受け入れて様々な地域の方々との交流が図られている。また近隣の銀行には、年に3回子ども達の作品が飾られるなど地域との関わりが根づいている。

園では園庭開放や自治会、子育てサークル等との交流で直接ニーズを把握するほか、市で様々な福祉・子育てに関するニーズ把握を行っている。把握したニーズに基づき地域活動事業計画書を作成し、子育てサークルとの支援交流や育児講座・育児と仕事両立支援・世代間交流など様々な活動が実施されている。園庭開放は毎週水曜日開催されており、夏場のプール遊びは好評で多くの参加が得られた。希望者には身体測定を行い相談にも応じている。

地域関係機関・団体の機能及び連絡方法が事務所に掲示され、いつでも活用出来る状態になっている。

ボランティアの実施の手引きがあり、ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にしている。保育主任が窓口となりシルバー大学校や高校生のサマーボランティアなどを受け入れて子ども達との交流が図られている。

関係機関との連携については小学校や医療機関・児童相談所・子育て支援センター・保健師・民生委員・その他要保護に対して必要な関係機関と連携し適切に対応している。小学校入学前には園長や保育士が、園の子どもが入学する小学校に直接出向いて子どもたちの引き継ぎを行っている。

保育園の利用希望者に対して、パンフレット等を市の窓口や市民センター等に置くほか、市のホームページで園の紹介をしている。保育の利用開始にあたっては、市が窓口となっているため、園では入園が決まった段階で保護者に「入園のしおり」などを使って解り易く説明をしている。持ち物等については具体的に写真や実物を掲示して大きさや名前の位置などがわかるように工夫している。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

築42年目を迎える木造モルタルの園舎であるが、平成24年に耐震工事を終え地震に対する備えは出来ている。緊急マニュアルや感染症マニュアルが整備され、災害・事故・犯罪防止・救急救命などのあらゆる緊急対応が出来るように体制整備されている。緊急時に備え各保育室に対応マニュアルが設置されている。マニュアルの確認を全員で行い見直しが行われ周知が図られている。早遅の時間帯や土曜日用のマニュアルも作成し、竜巻に関する項目のマニュアルの見直しも行われた。火災・竜巻・雷・地震・不審者等、毎月想定を変えて避難訓練が行われている。その内年に1回は消防署の協力のもとで避難消火訓練を行う他、交通安全教室や、スクールサポーターの協力で不審者避難訓練などを行っている。災害時の対策としてメール配信システムを導入しほとんどの保護者が登録している。ヒヤリハットの集計と分析を行い、情報の共有化を図り対策を講じている。子ども同士の相性や、些細なことでも必ず報告することで事故を未然に防げるよう保育士全員の参画のもと取り組んでいる。大気中と給食に関する放射性物質の検査を毎月行い、結果を廊下に掲示し周知を図っている。屋外の安全点検チェック表で早出の職員が毎日チェックをする他に、必要に応じて市の保育課から担当職員が来て施設や遊具の点検等を行っている。

アレルギー対応マニュアルがあり、アレルギーや慢性疾患のある子どもに対して医師からの指示を得て適切な対応を行っている。食物アレルギーのある子どもには除去食を提供するなどマニュアルに従って対応している。薬に関しては与薬ガイドラインに従って慢性の病気に限り預かっている。

調理場、水回りなどの衛生管理が市保育園共通の衛生管理マニュアル、衛生管理チェックリストに基づき適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。市から三か月に一度1週間に渡って調理員に対する巡回指導が行われ、調理室の衛生管理に関する具体的なアドバイスをもらい適切に実施できるよう取り組んでいる。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	(a)・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	(a)・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	(a)・b・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	(a)・b・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	(a)・b・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	(a)・b・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	(a)・b・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	(a)・b・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	(a)・b・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・(b)・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	(a)・b・c

評価所見

宇都宮市の公立保育園では20年にわたって内部評価を実施しており、他園の園長や保育士などが評価者となって各園の評価を行ってきた。また、「宇都宮市の保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定し、各保育園に自己評価の取り組みを促し、第三者評価の受審を計画的に実施して、保育園間の保育の質の平準化と質の向上を図っている。

松原保育園では第三者評価は今回初めてであるが、保育士は年に2回、『保育士のための自己評価チェックリスト』を用いて自己評価を行っており、園の職員で構成される研修係が結果をまとめるとともに園内研修で自己評価結果を検証・検討している。この取り組みを継続することで、保育内容が職員へ浸透してきている、と園長は感じている。自己評価の結果を検討して研修計画が立案され、絵本や紙芝居を使いやすく整理整頓して保育活動が効率的に出来るような改善につなげている。

市の保育園整備計画のもとに、必要な人材や人員体制に関するプランが立てられて人事管理が行われ、年度途中の利用者の増加に伴う職員の加配を含め、職員は適正に配置され、現在、正規職員と嘱託職員の割合はおおよそ4：6となっている。

園では組織目標管理シートや個人目標管理シートを用いて、園長が年に2回正規職員と面接をし、一人ひとりの目標達成の進捗状況を確認して評価を行い、保育の改善と個人のモチベーションアップにつなげている。嘱託職員には「嘱託職員ヒアリング質問シート」を用いて園長が面接し、就労の継続の希望や職場環境の適否などを話し合い、職務に対する姿勢や職場環境の改善等に役立てている。

市では「ノー残業デー」を設け、有給休暇の完全取得をめざして職務管理を行っている。しかし、園では順番に休めるように計画する夏期休暇は全員が取れているが、普段の有給休暇の取得率は低い状態にある。園長は、職員に休みを取るよう勧めてはいるものの、実際には保育業務の関係で取ることが難しい状態で、有給休暇の消化は単に個人の努力の問題ではなく、保育園運営の課題であると考えている。

職員アンケートには、嘱託職員の処遇改善、正規職員と嘱託職員との共通認識の醸成およびコミュニケーションの向上を求める声が見られる。嘱託職員の処遇改善は園独自には出来ないものの、会議や内部研修を夕方など保育時間外に実施した場合、翌日以降の子どもの午睡時間帯に同じ内容で実施するようにして、多くの職員が共通理解を持つように工夫している。しか

し短時間勤務の職員とのコミュニケーションギャップを埋めるための工夫や努力はさらに必要と思われる。

職員の健康管理は市が体制を整えており、定期健康診断や人間ドック、メンタルヘルスについての仕組みも整備している。また、産業医が巡回して相談に当たる取り組みもある。松原保育園では、ケガ予防と健康維持のために毎朝ラジオ体操を行って体をほぐしている。

職員研修については、保育課が職歴や経験に応じた研修体系を作って、順次受講を進めている。さらに正規職員は人事課の計画による研修も受けることになる。個人目標シートの目標に従って研修計画が立てられ、自発的に研修やセミナーを受けたり、園長が受講を勧めたりして、個人の保育の質の向上を図っている。

保育園独自に毎月、研修係が策定した研修計画に従って学習会を実施しており、さらに、外部研修を受講した職員は職員会議で伝達研修を実施することになっている。ただ、個人の研修の成果を評価して、次の研修計画につなげる取り組みは不十分である。全職員の個人目標シート策定だけに留まらず、研修や学習の成果を評価して次の研修計画へつなげる仕組みが期待される。

実習生受け入れマニュアルがあり、毎年、実習生を受け入れ、宇都宮市が作成した実習プログラムに添って実習を実施している。保育士の養成や看護師のための実習も受け入れている。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	(a)・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・(b)・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	(a)・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	a・(b)・c
IV-22 利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	(a)・b・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	a・(b)・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	(a)・b・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・(b)・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a・(b)・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・(b)・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a・(b)・c
IV-32 外部監査が実施されている。	a・(b)・c
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	(a)・b・c

評価所見

宇都宮市の総合計画に基づいて立てられる、次世代育成支援対策行動計画「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」や「宇都宮市保育サービス向上ビジョン」「宇都宮市保育所等整備方針、整備計画」が、保育所の整備に関する中・長期計画として策定されている。その進捗状況は毎年行政評価され進行管理されている。

市の保育課では上記の中・長期ビジョンから導き出される、年度の重点課題を抽出して組織目標管理シートにまとめ、組織目標に目標期限を設定して実施に移している。これを受け、松原保育園では平成26年度の組織目標を策定している。内容は、①第三者評価事業の実施・活用、②異年齢児・就学前教育のあり方の検討、③安全・安心な保育環境の提供、④保護者との連携、⑤発達支援児保育の充実、⑥より満足度の高い保育の実施、⑦地域との連携、⑧小学校との連携、⑨労働時間の短縮、⑩効果的・効率的な予算の執行、⑪職員間の連携、⑫人材育成の12の課題である。園には事業計画としてまとめた文書はないものの、これらの課題は園の事業運営の骨子であり、年度の事業計画の柱となるものと捉えることが出来る。園ではそれぞれの課題の担当職員を決めて取り組む体制を作っている。

ただ、上記の組織管理目標は職員全員の話し合いで決めているわけではなく、保護者にも説明はしていない。保護者には年度初めに保育の内容や行事計画を説明しているのみである。今後、関係職員の参画の下事業計画を策定し、保護者等に説明をすることが求められる。

保育に関しては保育課程を毎年策定するほか、各行事別に計画を立てて実施に移し、実施後に保護者からアンケートなどを採って次年度への反省とし、保護者満足度の向上を図る一助としている。

クラス懇談会を開催し、保護者から直接意見を聞く機会を設けるほか、保育参加を実施し、保育に対する理解を促す機会としている。

保護者からの苦情への対応については、受付の流れを決めたうえで園での窓口を保育主任と定め、市が設置する苦情解決第三者委員の紹介を含めて、保護者に入園案内などを通して告知し、園の玄関にも掲示したり、「ご意見箱」を設置したりして周知している。苦情があった場合は事後の対応、経過等を記録に残すとともに、その都度対応策を検討して適切に対処している。

子どもや保護者のプライバシー保護については規定を設け、名前や写真を掲示・掲載する場合は許諾を受けるよう取り組んでいる。しかし、保育場面でのプライバシーや羞恥心について現場では配慮されているものの文書化はされていないので、保育の標準の実施方法の文書化にともない、プライバシー保護の観点からの注意事項を定めることが求められる。

園長は短期間で異動し園での取り組みの積み上げが難しい面もあるが、市の保育課と連携し指導力を発揮している。今回の第三者評価では評価活動が進行中であっても、気づいたところからマニュアルの整備や充実に取り組んでいる。

保育所を取り巻く情勢の把握や経営状況の改善に向けた取り組みについては、保育課が実施している。保育課ではそれぞれの保育園の予算執行状況を監督する立場で、光熱費の削減目標を立てるなど、保育課の予算の範囲内でのやりくりを行って全体として予算がオーバーしないよう調整している。

宇都宮市には包括外部監査人による外部監査制度がある。年度ごとの外部監査は特定のテーマを設けて実施されるため、定期的に保育事業について監査が行われるわけではないが、平成23年度には「少子高齢化に対応した事業に関する財務事務の執行について」というテーマに基づき、市の保育事業全般の外部監査が行われた。ただし、この外部監査は、その時のテーマにあわせて施設が決まり、定期的に行われるものではないので、個別の保育園に対して実施される仕組みとしては不十分である。

保護者からの意見への対応については、「提言・要望対応マニュアル」を定め、受付の流れや責任者を決めた上で、記録に残し適切に対処している。